

公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）が契約する役務の提供等の契約について、公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成21年7月8日制定）に基づき、簡易公開調達を行う場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、簡易公開調達とは、次条に定める対象業務について、第5条に定める公告をし、第4条に定める資格を有する不特定多数の者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

(対象業務)

第3条 簡易公開調達の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、県観光連盟役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成21年制定）の別表1に掲げる業務のうち、予定価格が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、一般競争入札又は条件付き一般競争入札の実施を妨げるものではない。

種 別	予 定 価 格
工事又は製造の請負契約 (建設工事に係るものを除く。)	250万円以下
物件の借入れ契約	80万円以下
その他の契約	100万円以下

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、簡易公開調達の方法以外での随意契約によることができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合
- (2) 簡易公開調達に付し、落札者がなかった場合
- (3) 簡易公開調達の落札者が契約を締結しない場合
- (4) 緊急の必要により簡易公開調達に付すことができない場合、簡易公開調達に付することが不利と認められる場合、簡易公開調達に付しても見積書の提出者が見込めない場合

その他簡易公開調達に付することが適当でないことを認めた場合

(簡易公開調達参加資格要件)

第4条 簡易公開調達に参加できる者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加する場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 一般競争に参加しようとする者が次の各号に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 県観光連盟役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成21年制定）に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は同要綱附則第2項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であること。
- (4) 原則として、和歌山県内に本店を有する者であること。
- (5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年9月制定）に基づく入札参加資格の停止期間中でない者であること。

(公告)

第5条 簡易公開調達を実施するときは、県観光連盟ホームページへの掲載及び県観光連盟事務局（和歌山県商工観光労働部観光振興課内）での備付けの方法により公告するも

のとする。

2 前項の規定により公告（以下「簡易公開調達公告」という。）は、次に掲げる事項について、簡易公開調達公告例（別表第1）を例として行うものとする。

- (1) 簡易公開調達に付する事項
- (2) 簡易公開調達の参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 仕様書を交付する場所及び期間
- (4) 簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間
- (5) 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）
- (6) 簡易公開調達の方法に関する事項
- (7) 簡易公開調達の無効に関する事項
- (8) 落札者の決定に関する事項
- (9) 契約書の要否
- (10) その他簡易公開調達に関し必要な事項

3 簡易公開調達公告の期間は、簡易公開調達の見積書の提出期限の前日から起算して、原則として5日（土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（仕様書等）

第6条 仕様書及び簡易公開調達説明書の配布又は閲覧等については、原則として、簡易公開調達公告の期間内において行うものとする。

2 簡易公開調達説明書は、簡易公開調達説明書例（別表第2）を例として作成するものとする。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書に関する質問を、仕様書等に関する質問書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、簡易公開調達公告の日から簡易公開調達の見積書提出期限の日の2日前までの質問受付期間を設けるものとする。

4 前項の質問に対し、原則として簡易公開調達の見積書の提出日の前日（休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を県観光連盟ホームページへの掲載の方法及び備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、担当者の口頭による回答のみとすることができる。

（簡易公開調達の見積書の提出）

第7条 簡易公開調達を行うときは、その簡易公開調達に参加しようとする者に当該簡易公開調達に係る役務の提供等の契約について見積もった見積書を作成させ、簡易公開調達公告で定めた期間内に実施機関へ提出（郵送を含む。）させるものとする。この場合において、定められた見積書の提出期限までに提出（郵送の場合にあつては、実施機関への到達をいう。）されなかったものは、無効とする。

2 前項の見積書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。

3 前2項の規定により簡易公開調達に参加しようとする者から見積書が封入された封筒が提出された場合には、その者についての第4条に規定する当該簡易公開調達への参加資格を確認した上、開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の日時まで厳重に保管するものとする。

（開札及び見積結果表の作成）

第8条 簡易公開調達の見積書の提出期限後直ちに、複数の職員により提出された見積書の開札を行わせるものとし、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表（別記第2号様式）を作成して整理するものとする。

（落札者の決定）

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

2 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加した場合には、その構成員を含む。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

3 前項の規定による契約の不締結については、県観光連盟は落札者に対して侵害賠償責任その他の何らかの責任を負わないものとする。

（簡易公開調達結果の公表）

第10条 簡易公開調達の結果について、次に掲げる事項を県観光連盟ホームページに掲載して公表し、及び第8条の規定により作成した見積結果表の写しを備付けの方法により公表するものとする。この場合において、公表の期間は、公表した日の翌日から1月を経過する日までとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 見積書の提出期限の日
- (3) 落札者の称号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (4) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成21年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

仕様書等に関する質問申出書

平成 年 月 日

公益社団法人和歌山県観光連盟 様

事業年度	平成 年度	公告年月日	平成 年 月 日
事務の名称			
質 問 者	住 所		
	氏 名 <small>法人にあつては、その名称及び代表者氏名</small>		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX 番号		
質問事項	<p>1 仕様書について</p> <p>2 簡易公開調達説明書について</p>		

別記第2号様式（第8条関係）

簡易公開調達見積結果表

公益社団法人和歌山県観光連盟

1 簡易公開調達に付した事項

事業年度	平成 年度
調達業務の名称	
契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
見積書提出期限(開札日時)	平成 年 月 日 午前(午後) 時 分から
開札(見積書の確認)場所	公益社団法人和歌山県観光連盟事務局内

2 簡易公開調達の見積もりの結果

単位：円

見積者 (商号又は名称)	見積もりの内容 (見積金額等)	状況 (落札(採用)、不調等)

上記金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額が落札金額(契約金額)となる。

公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等の契約に係る簡易公開調達の取扱基準

第1 目的

この基準は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）が発注する役務の提供等の契約に係る簡易公開調達の実施に当たり、必要な事項を定める。

第2 対象業務

この基準の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として県観光連盟役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準別表1（以下「別表1」という。）に定める業務であって、予定価格が随意契約の限度額以下のものとする。

第3 簡易公開調達の方法

簡易公開調達は、対象業務の調達の手続き及び内容を県観光連盟ホームページに掲載したうえで、見積書を提出して落札者を決定する方法により実施する。

第4 簡易公開調達の参加条件

簡易公開調達に参加できる者（以下「簡易公開参加者」という。）は、県観光連盟役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加の停止中の者は除く。）のうち、原則として県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）とする。

なお、原則として別表1の人材要件及び実績要件は適用しないものとする。

2 県内業者だけでは入札参加者数が少なく競争性を確保できない業務（当該業種に登録されている業者が原則として5者未満のもの）、履行が困難と認められる業務等については、県内に支店等を有し代理人としている者（以下「巡検内業者」）も簡易公開調達に参加させることができる。

また、県内業者に準県内業者を加えてもなお入札参加者数が少なく競争性を確保できない業務（当該業種に登録されている業者が原則として5者未満のもの）、履行が困難と認められる業務等については、県外業者も簡易公開調達に参加させることができる。

第5 適用

この取扱基準は、平成21年10月1日以後に公告をを行う役務等の業務について適用する。